

特定非営利活動法人たきび 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人たきびという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を、東京都八王子市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、東京都八王子市内在住の高齢者を主な対象として、一般的な高齢者が特に不得手とするIT分野のさまざまな処理やトラブル対応、および余生を快適に過ごすための情報提供など現代情報社会に必要な各種の無償支援活動を行うことで、経済的負担をかけず日常生活の安心感を高めていく社会奉仕・社会福祉に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 情報化社会の発展を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 情報収集・提供事業
- (2) 訪問サービス事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人は正会員（以下「会員」という）をもって特定非営利活動法人促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人。

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、その旨を代表理事が別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員の入会金および会費については、これを永続的に無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、自由な表明方法によって、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が、役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2項の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 4 役員は、辞任又は任期後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 すべての役員報酬はこれを無償とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が承認する。

第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 役員を選任又は解任
- (4) 会員の除名
- (5) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 解散における残余財産の帰属
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員総数及び出席者数（書面又は電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、会員全員が書面もしくは電磁的方法による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び会員総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の職務
- (6) 資産の管理の方法
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

（資産の構成）

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 役員供出金
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 会 計

（会計の原則）

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の公式ホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	浅井 一裕
副代表理事	豊倉 信一
理 事	小室 裕美
監 事	若林 修
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 役員による寄付金は役員供出金として他の寄付金とは別途に勘定科目を設ける。

役員名簿 (役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人 たきび

1 確認事項 (法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係) 各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)		報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏名			
1	理事 監事	アサイ カズヒロ		有 無	代表理事
		浅井 一裕			
2	理事 監事	トヨクラ シンイチ		有 無	副代表理事
		豊倉 信一			
3	理事 監事	コムロ ヒロミ		有 無	理事
		小室 裕美			
4	理事 監事	ワカバヤシ オサム		有 無	監事
		若林 修			
5	理事・監事			有・無	
6	理事・監事			有・無	
7	理事・監事			有・無	
8	理事・監事			有・無	

令和 8 年度 事業計画書

特定非営利活動法人 たきび

1 事業実施の方針

初年度は、これまでの任意団体での活動内容や規模を引き継ぎつつ、法人の公式ホームページを開設して会員や利用者への情報提供を充実させることを最優先事業とする。また併せて、当法人の設立趣旨や具体的な無料支援活動を広くアピールするためのパンフレットを作成して、次年度の新規会員の獲得や利用者募集の本格的な広報活動に備える。なお初年度は実質8か月間と想定した。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 346 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
情報収集・提供事業	公式ホームページの構築及び運用維持	随時	事務所・オンライン	2人	八王子市及びその近隣市民	800	120
	パンフレットの制作と配布	1回/月	八王子市の公共施設	2人	八王子市在住の高齢者	1,000	50
	電話やメールによる相談対応	随時	事務所・オンライン	2人	八王子市及びその近隣市民	16	32
	高齢者でも運用可能なノーコードWebサイト開発ノウハウのセミナー	随時	八王子市内	当期予定なし	八王子市内の中小企業や個人事業者	当期予定なし	0
	高齢者向けスマホアプリの企画提案	随時	八王子市福祉部・高齢者いきいき課	1人	八王子市在住の高齢者	2,000	80
訪問サービス事業	家庭訪問によるトラブル解決やIT機器操作代行	随時	八王子市内	1人	八王子市在住の高齢者	16	64

令和 9 年度 事業計画書

特定非営利活動法人 たきび

1 事業実施の方針

本年度はこれまでの任意団体での活動内容や活動規模を2倍程度に拡大することを目標とし、さらに法人としての目的と実績を八王子市にアピールすることで、公益的な活動への協力を要請していく。また法人設立の重要目的である高齢者向けスマホアプリの構想について、企画提案書を作成して八王子市福祉部の高齢者いきいき課に提案していく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 832 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
情報収集・提供事業	公式ホームページの構築及び運用維持	随時	事務所・オンライン	2人	八王子市及びその近隣市民	800	120
	パンフレットの制作と配布	1回/月	八王子市の公共施設	5人	八王子市在住の高齢者	1,000	220
	電話やメールによる相談対応	随時	事務所・オンライン	2人	八王子市及びその近隣市民	60	120
	高齢者でも運用可能なノーコードWebサイト開発ノウハウのセミナー	随時	八王子市内	1人	八王子市内の中小企業や個人事業者	10	20
	高齢者向けスマホアプリの企画提案	随時	八王子市福祉部・高齢者いきいき課	1人	八王子市在住の高齢者	2,000	160
訪問サービス事業	家庭訪問によるトラブル解決やIT機器操作代行	随時	八王子市内	1人	八王子市在住の高齢者	48	192

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 たきび

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
(A) 経常収益			
1 受取会費			0
正会員受取会費		0	
2 受取寄附金			603,000
役員供出金		443,000	
受取寄付金		160,000	
3 受取助成金等			0
受取補助金		0	
4 事業収益			0
情報収集・提供事業		0	
訪問サービス事業		0	
5 その他の収益			0
受取利息		0	
経常収益計			603,000
(B) 経常費用			
1 事業費			0
(1) 人件費			
給料手当		0	
役員報酬		0	
退職給付費用		0	
福利厚生費		0	
(2) その他経費			346,000
会議費		10,000	
旅費交通費		5,000	
会員活動費		266,000	
減価償却費		0	
印刷製本費		50,000	
ホームページ維持費		15,000	
事業費計			346,000
2 管理費			0
(1) 人件費			
給料手当		0	
役員報酬		0	
退職給付費用		0	
福利厚生費		0	
(2) その他経費			187,000
消耗品費		10,000	
水道光熱費		0	
通信運搬費		10,000	
地代家賃		160,000	
旅費交通費		5,000	
減価償却費		0	
支払手数料		2,000	
管理費計			187,000
経常費用計			533,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			70,000
(C) 経常外収益			
固定資産売却益		0	
過年度損益修正益		0	
経常外収益計			0
(D) 経常外費用			
固定資産売却損		0	
災害損失		0	
過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			70,000
法人税、住民税及び事業税・・・④			70,000
設立時正味財産額・・・⑤			0
次期繰越正味財産額③－④+⑤			0

令和9年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 たきび

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
(A) 経常収益			
1 受取会費			0
正会員受取会費		0	
2 受取寄附金			1,305,000
役員供出金		1,005,000	
受取寄付金		300,000	
3 受取助成金等			0
受取補助金		0	
4 事業収益			0
情報収集・提供事業		0	
訪問サービス事業		0	
5 その他の収益			0
受取利息		0	
経常収益計			1,305,000
(B) 経常費用			
1 事業費			0
(1) 人件費			
給料手当		0	
役員報酬		0	
退職給付費用		0	
福利厚生費		0	
(2) その他経費			832,000
会議費		30,000	
旅費交通費		10,000	
会員活動費		722,000	
減価償却費		0	
印刷製本費		50,000	
ホームページ維持費		20,000	
事業費計			832,000
2 管理費			0
(1) 人件費			
給料手当		0	
役員報酬		0	
退職給付費用		0	
福利厚生費		0	
(2) その他経費			403,000
消耗品費		100,000	
水道光熱費		0	
通信運搬費		50,000	
地代家賃		240,000	
旅費交通費		10,000	
減価償却費		0	
支払手数料		3,000	
管理費計			403,000
経常費用計			1,235,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			70,000
(C) 経常外収益			
固定資産売却益		0	
過年度損益修正益		0	
経常外収益計			0
(D) 経常外費用			
固定資産売却損		0	
災害損失		0	
過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			70,000
法人税、住民税及び事業税・・・④			70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤			0
次期繰越正味財産額③－④+⑤			0

特定非営利活動法人たきび 設立趣旨書

日本は超高齢社会を迎える半面で、行政サービスや生活情報の電子化が進行しています。インターネットやスマートフォンは生活インフラの一部となりつつある一方で、高齢者の端末利用頻度は低く、日常的な手続きや情報取得、災害時の情報伝達において、どのようにデジタル・インフラを高齢者にも普及利用させていくべきかということの具体的な対策が早急に望まれている状況です。

また高齢者は家庭内で端末を所有している割合が高いものの、操作・設定の困難さ、詐欺被害への不安などに対する手軽な窓口の不足によりインターネットの日常的な利用や活用が十分に進んでいません。その理由としては高齢者に親和的なアプリや、複雑なオンライン情報を分かりやすく整理した媒体が少ないことや、高齢者世代に適した語句や比喻を用いた説明が伴わないと状況や対策の理解が困難であること等が大きな障壁になっています。

当団体はそのような窮状を見かねて結成し、高齢者世代と現代のIT社会を繋ぐ架け橋としての無料支援活動を約3年間実施してきた実績がありますが、もっと活動内容の告知を強化して利用者の増加を図るべきという要望に応えていくためには任意団体のままでは限界があると考えようになりました。

また当団体は利用者と同じ高齢者世代でありながらもITスキルの豊富な主要メンバーを擁しているため、その利を生かした高齢者の目線によるIT関連施策の提案活動や他団体への協力にも活動範囲を広げて行こうとしています。よってここに特定非営利活動法人を設立して社会的信用を得ることで、高齢者に寄り添う無料支援活動をより拡大していこうとするものです。

令和 7年 11月 20日

特定非営利活動たきび 設立代表者
氏名 浅井 一裕